

EPARK ガス 料金表

供給エリア

【東京ガスネットワーク株式会社の供給区域（東京
地区等）】

株式会社エコログ

〔2023 年 12 月 1 日制定版〕

<目 次>

1 適用	3
2 対象となるお客さま	3
3 ガスプラン種別等	3
4 料金表で定める事項	5
5 契約解除料等	6
6 その他	7
別 表	8

ガス料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、当社のガス小売供給約款(EPARK ガス)（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまにガスを供給するときの供給条件の詳細を定めたものです。なお、本料金表の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2 対象となるお客さま

本料金表は、下記の全てに該当するお客さまを対象とします。

- イ 供給約款の定めに基づき、当社との間でガス供給契約が成立しているお客さま
- ロ 一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給地区のうち「東京地区等」に位置付けられる区域（ただし、日立市は除く）において当社にお申し込みをし、ガス供給契約が成立しているお客様
- ハ 当社が、供給約款の定めに基づき、本料金表により算定された料金を支払うことができるお客さま

3 ガスプラン種別等

- (1) ガスプランの種別と契約期間は以下のとおりといたします。なお、各ガスプランの料金表はそれぞれ別表にて定めます。

ガスプラン	契約期間
EPARK ガススタンダードプラン	料金適用開始の日から、3 年後の日の属する月の末日までといたします。なお、契約期間満了日の 15 日前までにお客さままたは当社のいずれからもガス供給契約の終了または変更の申出がない場合は、ガス供給契約は満了日の翌日から 3 年間同一条件で更新され、以後同様といたします。
EPARK ガス W 割プラン	料金適用開始の日から、3 年後の日の属する月の末日までといたします。なお、契約期間満了日の 15 日前までにお客さままたは当社のいずれからもガス供給契約の終了または変更の申出がない場合は、ガス供給契約は満了日の翌日から 3 年間同一条件で更新され、以後同様といたします。

(2) お客さまは、本料金表に別段の定めが無い限り、以下の附帯サービスをお客さまの任意により選択的に附帯することができます。

附帯サービスの名称	附帯サービスの内容
設備メンテナンスサービス	イ 当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。 ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」（以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ 附帯サービス料金（月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。）は、ハに定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申込み時に設備メンテナンスサービスの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。 ホ お客さまは、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、ニに定める無料期間は適用されないものとします。 ヘ お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約およびニに定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。

(3) 各ガスプランにおいて、特約事項があるものについては以下のとおりといたします。

ガスプラン	特約事項
-------	------

EPARK ガス W 割プラン	イ EPARK ガス W 割プランは、当社が取扱う電力供給サービス（「EPARK でんき W 割プラン」）とのセット契約を前提とするプランであり、電力供給契約とガス供給契約を同時に申し込みいただきます。 ロ ガスの供給開始日の属する月は、原則として電力の供給開始日の属する月と同月といたします。（検針日等の関係で、同月とならない場合もあります。） ハ 理由の如何を問わず、EPARK でんき W 割プランに係る電力供給契約が終了する場合、EPARK ガス W 割プランに係るガス供給契約も終了するものといたします。 ニ お客さまは、EPARK でんき W 割プランに係る電力供給契約について、別途当社の電気供給約款の定めに従うものとします。
-----------------	--

4 料金表で定める事項

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は（2）の規定により調整単位料金を算定した場合は、その基準単位料金に替えて調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、料金について、その算定の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) 当社は毎月（3）②により算定した平均原料価格が（3）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により本料金表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を用いて(1)に従い算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 2 のとおりとします。

（算式）

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= (\text{基準単位料金} + \text{原料費調整単価} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= (\text{基準単位料金} - \text{原料費調整単価} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

（備考）

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整単価は小数点第 3 位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費

調整単価は小数第 3 位を切り上げたものとします。

- (3) (2) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

57,250 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表第 2 に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトン当たり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

＝トン当たり L N G 平均価格×0.9479 ＋ トン当たり L P G 平均価格×0.0546

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

- (4) 当社は、供給約款に定める適用料金の事前のお知らせにかかわらず (2) で定める毎月の調整単位料金を、インターネット上での開示その他当社が適当と認める方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

5 契約解除料等

3（ガスプラン種別等）に定める種別ごとに、以下表に定める契約解除料をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

ガスプラン	請求条件および内容
EPARK ガススタンダードプラン	更新月（供給開始日が属する月（ガス供給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、

	契約期間内に解約となる場合、契約解除料として金 3,850 円（不課税）をお支払いいただきます。
EPARK ガス W 割プラン	更新月（供給開始日が属する月（ガス供給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として金 5,000 円（不課税）をお支払いいただきます。

6 その他

- (1) その他の事項については、供給約款を適用いたします。
- (2) 本料金表は 2023 年 12 月 1 日から実施いたします。

以上

制改定履歴（別表含む）
2023年12月1日 制定

別 表

1 料金表

各料金表は、ガスプランの種別に応じて、以下の定義により適用するものとします。

ガスプラン	適用する料金表区分
EPARK ガススタンダードプラン	料金表区分①
EPARK ガス W 割プラン	料金表区分①

料金表区分①

料金算定期間におけるガスの使用量	適用する料金表
0 立方メートルから 20 立方メートル以下の場合	料金表 A
20 立方メートルをこえ 80 立方メートル以下の場合	料金表 B
80 立方メートルをこえ 200 立方メートル以下の場合	料金表 C
200 立方メートルをこえ 500 立方メートル以下の場合	料金表 D
500 立方メートルをこえ 800 立方メートル以下の場合	料金表 E
800 立方メートルをこえる場合	料金表 F

■EPARK ガススタンダードプラン料金表

料金表 A（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	7 2 1. 0 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 5. 3 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 0 0 3. 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 0. 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 1 7 0. 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 8. 2 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 7 9 7. 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 4. 9 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 E (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	5, 9 7 7. 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 6. 1 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 F (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1 1, 8 2 9. 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 8. 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■EPARK ガス W 割プラン料金表

料金表 A (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	6 8 3. 10 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 5. 3 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	9 5 0. 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 0. 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 1 0 8. 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 8. 2 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 7 0 2. 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 4. 9 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表E（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	5, 6 6 2. 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 6. 1 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表F（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1 1, 2 0 6. 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 8. 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

2 調整単位料金の適用基準

- ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。